

2026年5月15日 全11頁

上場オーナー企業と公開買付制度・大量保有報告制度の見直し

2026年5月1日に大量保有報告書等の提出義務が発生する場合も

金融調査部

研究員

矢田 歌菜絵

[要約]

- 公開買付制度および大量保有報告制度が大幅に見直され、改正後の両制度は2026年5月1日から適用開始となった。両制度の見直しについて、上場しているオーナー企業に特に関係のある箇所についてポイントをまとめる。
- 公開買付制度については、形式的特別関係者から親族が除外されたことで公開買付制度の規制が形式的に及ぶ範囲が狭まった。そのほか、適用除外買付け等の対象範囲も整理され、一定の親族間取引は、引き続き公開買付けによる必要はないとされたことで実質的には公開買付制度の改正の前後による変更はないこととなっている。
- 大量保有報告制度については、みなし共同保有者の範囲が見直されて、夫婦関係が除外され、役員兼任関係・資金提供関係が新たに対象に含まれることとなった。これにより、みなし共同保有者に該当する者の範囲が拡大し、大量保有報告書の提出義務が生じる場合が拡大した。大量保有報告書の記載事項も拡充され、実質基準に基づく共同保有者がいる場合は、合意の内容についても記す必要がある。
- 特に大量保有報告制度については、見直しにより共同保有者が増える等して報告が求められる場合、2026年5月1日に報告義務が生じるものとして、5営業日以内である2026年5月13日までに大量保有報告書・変更報告書を提出する必要がある。

はじめに

2024年5月22日に金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（以下、金商法等改正法）が公布され、公開買付制度および大量保有報告制度が大幅に見直された¹。改正された公開買付制度および大量保有報告制度は2026年5月1日に施行され、適用が開始された。本稿では、両制度の見直しについて、上場しているオーナー企業に特に関係のある箇所についてポイントをまとめる^{2, 3}。

1. 公開買付制度の改正がオーナー企業に与える影響

公開買付制度の改正（2026年5月1日から適用開始）

公開買付制度とは、企業買収などの会社支配権等に影響を及ぼすような取引の際に、公開買付けという一定の方法で株式を買い付けることを義務付ける制度である。具体的には、議決権の割合が30%を超えるような買付け等や、既に議決権を30%超所有している者が買付け等を行う場合、原則として、買付者は、不特定多数の者を対象に公告等を通じて買付条件等を提示し、取引所外で株券等を買付けすることが義務付けられている。

公開買付制度の改正について、特にオーナー企業において関係のある見直しは大きく二つある。一つ目が形式的特別関係者の範囲の見直し、もう一つが適用除外買付け等の対象取引の見直しである。

(1) 形式的特別関係者の範囲の見直し～親族関係が除外される～

公開買付けが義務付けられるかどうかは、株券等所有割合に基づいて判断される。株券等所有割合は議決権数をベースに、買付者本人だけでなく、買付者と一定の関係を有する者（特別関係者）についても合算して算出される。特別関係者は、資本関係等の形式基準に基づく特別関係者（**形式的特別関係者**）と、共同して議決権の行使等を行うことに合意している実質基準に基づく特別関係者に分けられている。金商法等改正法により、前者の形式的特別関係者の範囲が見直された（図表1）。

¹ 金融庁「[第213回国会における金融庁関連法律案](#)」

² 公開買付制度については、横山淳・矢田歌葉絵「[市場内取引も公開買付規制の適用対象に](#)」（大和総研レポート、2024年4月5日）、拙稿「[令和6年金商法等改正法 公開買付制度の改正内容の詳細](#)」（大和総研レポート、2025年7月15日）、拙稿「[いまさら人には聞けない 公開買付け（TOB）のQ&A【改訂版】](#)」（大和総研レポート、2026年3月2日）を参照されたい。

³ 大量保有報告制度については、拙稿「[大量保有報告制度の見直し](#)」（大和総研レポート、2024年4月10日）、拙稿「[令和6年金商法等改正法 大量保有報告制度の改正内容の詳細](#)」（大和総研レポート、2025年10月7日）、拙稿「[いまさら人には聞けない 大量保有報告（5%ルール）のQ&A【改訂版】](#)」（大和総研レポート、2026年4月3日）を参照されたい。

図表 1 改正前・後の特別関係者の範囲

改正後	改正前
形式基準：買付者が個人の場合	
(削除) ・ 特別資本関係(議決権の20%以上(注1)を所有)にある法人等	・ 親族(配偶者、一親等内の血族・姻族) ・ 特別資本関係(議決権の20%以上(注1)を所有)にある法人等 およびその役員(取締役、執行役、会計参与、監査役(注2))
形式基準：買付者が法人の場合	
・ 買付者の役員 ・ 買付者が特別資本関係にある法人等 ・ 買付者に対して特別資本関係にある個人、法人等	・ 買付者の役員 ・ 買付者が特別資本関係にある法人等 およびその役員 ・ 買付者に対して特別資本関係にある個人、法人等、 その法人等の役員
実質基準	
・ 買付者との間で、共同して当該株券等の取得、譲渡、株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者 ・ 買付け等の後に相互に株券等の譲渡、譲受に合意している者	・ 買付者との間で、共同して当該株券等の取得、譲渡、株主としての議決権その他の権利を行使することに合意している者 ・ 買付け等の後に相互に株券等の譲渡、譲受に合意している者
特別関係者からの適用除外	
・ 小規模保有者分(内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下) ・ <u>買付者が以下の①または②を満たす場合で、(イ)から(ハ)の措置の全てを講じている場合、買付者に対して特別資本関係にある者</u> ① 金融商品取引業者等で、投資運用業として株券等の買付け等を行う場合 ② 信託会社等で、信託財産として所有するために株券等の買付け等を行う場合 (イ)買付者または買付者に対して特別資本関係にある者と、顧客または受益者との間の利益相反管理に係る方針の策定・公表 (ロ)当該株券等の議決権の行使に係る方針の策定・公表 (ハ)(イ)および(ロ)に掲げる措置の内容および一定の事項(注3)を記載した書類の関東財務局長への提出	・ 小規模保有者分(内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下) (新設) (注1)被支配法人等(議決権の50%超を所有)を通じた間接保有分を含む。 (注2)理事および監事その他これらに準ずる者を含む。 (注3)買付者に対して特別資本関係にある者の名称・所在地、買付者が行う当該買付け等の目的・当該株券等の発行者の名称・買付け等を行う株券等の種類・買付け等の方法・買付け等の時期等、買付者が当該買付け等により取得した株券等を買付者に対して特別資本関係を有する者に譲渡しない旨の誓約など。 (注4)下線は改正箇所。 (注5)青字および下線は筆者。

(出所) 金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律(2024年5月22日公布)(以下、金商法等改正法) およびその関連政府令の改正より大和総研作成

オーナー企業においては、オーナーだけでなくその親族も株式を所有している場合が少なくない。改正前の2026年4月30日までは、買付者の親族(配偶者および一親等以内の血族・姻族に限る)も形式的特別関係者に該当するため、オーナー自身だけでなくその一親等以内の家族についても所有する株式の割合について合算する必要があった。金商法等改正法により、2026年5月1日から形式的特別関係者から親族関係が除外された。すなわち、親族については従来の形式的な基準のみに基づいた公開買付け規制の適用は受けなくなった。

ただし、(一親等以内に限らず)親族間で、共同して株式の取得・譲渡や議決権等の共同行使、相互に譲渡・譲受けを行うことに合意している場合は、その家族は実質基準に基づく特別関係者に該当することとなる。すなわち、親族間で、共同して株式を買い付ける場合や、共同して議決権を行使することを取り決めている場合は、特別関係者として親族が所有する株式についても株券等所有割合の計算に含まれる。その特別関係者所有分の株式についても合算して、株券等所有割合が30%を既に超えている場合や、これから行う買付け等の後に30%を初めて超えるような場合、原則として市場内外の取引にかかわらず、公開買付けが義務付けられる。

(2) 適用除外買付け等の対象となる取引の見直し～一定の親族間取引は公開買付けが不要～

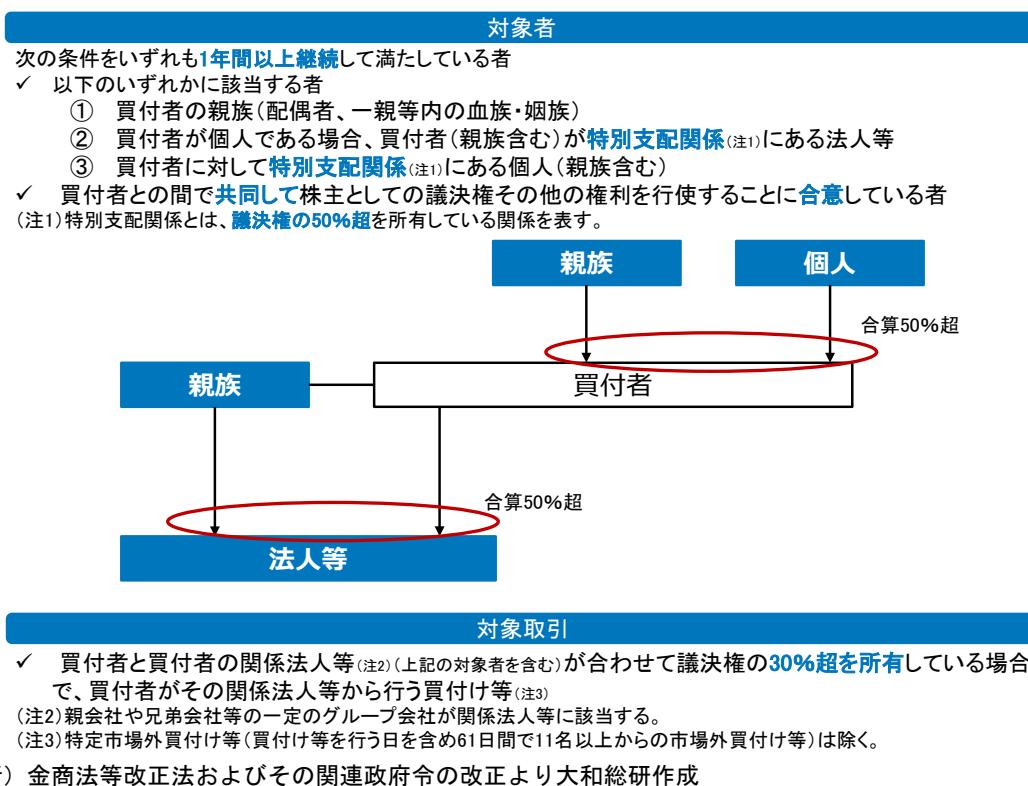
適用除外買付け等とは、投資家保護の観点から規制を課す必要性が低いため、公開買付け規制

の適用対象から除外された買付け等を指す。例えば、新株予約権の行使によって株式を取得する場合や一定の従業員・役員持株会による買付け等が該当する。

適用除外買付け等には、形式的特別関係者からの買付け等も含まれる。これは、株券等所有割合の算出にあたり、特別関係者の所有分も計算に含まれるため、買付者と特別関係者間で株式の売買があったとしても株券等所有割合は変わらないためである。したがって、改正前の2026年4月30日まで、親族が形式的特別関係者に該当していたことから、親族から株式を買い付ける場合は、公開買付けが義務付けられてはいなかった。前述の通り、金商法等改正法により、親族が形式的特別関係者から除外されたことで、親族間取引に対しても公開買付けが義務付けられることとなる。

そこで、一定の条件を満たす場合（図表2）は、親族間取引も引き続き適用除外買付け等の対象となるような手当てがなされた。例えば、買付者が資産管理会社である場合、資産管理会社とその資産管理会社の議決権を50%超所有している個人（その親族も含む）（図表2の対象者③）の株券等所有割合が既に30%を超えており、その株式に係る議決権について、資産管理会社とその支配株主である個人とが共同して行使することに合意している場合は、買付者である資産管理会社が個人からその株式を買い付ける際は、公開買付けによる必要はないことになる。

図表2 適用除外買付け等の対象となる親族間取引の要件



2026年5月1日以後は、図表2の要件を満たしている場合は、親族間取引は公開買付けによる必要はない。従前との違いは、親族という形式的な基準だけでなく、適用除外買付け等の対象となるためには、買付者とその親族との間で共同して議決権の行使等について合意をしているという実質的な基準も満たしている必要があるという点である。また、形式基準および実質基準はいずれも1年間以上継続して満たしている必要があることにも留意が必要である。

2. 大量保有報告制度の改正がオーナー企業に与える影響

大量保有報告制度の改正（2026年5月1日から適用開始）

大量保有報告制度とは、上場会社等に対する株券等保有割合が5%を超える者（大量保有者）に対して、その株券等保有割合などの情報開示を求める制度である。具体的には、大量保有者となった日から5営業日以内に、その株券等保有割合、保有目的、保有する株券等の内訳、取得資金の内容等を記載した大量保有報告書を提出しなければならない。

大量保有報告制度の改正について、特にオーナー企業において関係のある見直しは大きく二つある。一つ目がみなし共同保有者の範囲の見直し、もう一つが大量保有報告書等の記載事項の充実化である。なお、大量保有報告制度の改正に伴う大量保有報告書等の提出については、金融庁が留意点「[大量保有報告書等の提出について](#)」（2026年5月1日更新）をまとめており、そちらもよく参照されたい。

(1) みなし共同保有者の範囲の見直し～役員兼任関係も対象に～

大量保有報告書および変更報告書（以下、大量保有報告書等）の提出の要否は、株式数ベースの株券等保有割合で判断する。株券等保有割合の計算にあたっては、大量保有者だけでなく大量保有者と特別の関係にある者（**共同保有者**）が保有する株式についても合算する必要がある。共同保有者は、共同して議決権の行使等を行うことに合意している実質基準に基づく共同保有者と、資本関係等の形式基準に基づく共同保有者（**みなし共同保有者**）に分けられている。金商法等改正法により、後者のみなし共同保有者の範囲が見直された（図表3）。

図表 3 改正前・後の共同保有者の範囲

改正後	改正前
実質基準	
<ul style="list-style-type: none"> 保有者との間で、共同して対象株券等の取得、譲渡、議決権その他の権利を行使することに合意している他の保有者 	<ul style="list-style-type: none"> 保有者との間で、共同して対象株券等の取得、譲渡、議決権その他の権利を行使することに合意している他の保有者
形式基準(みなし共同保有者)	
<p>(削除)</p> <ul style="list-style-type: none"> 議決権50%超を所有する支配株主等と被支配会社の関係(間接保有含む) 共通の支配株主等を有する被支配会社同士の関係 実質支配力基準による子会社(組合に限る)と親会社の関係(削除) 	<ul style="list-style-type: none"> 夫婦の関係 議決権50%超を所有する支配株主等と被支配会社の関係(間接保有含む) 共通の支配株主等を有する被支配会社同士の関係 実質支配力基準による子会社(組合に限る)と親会社の関係 ※夫婦が合わせて50%超の資本関係を有している場合には、その夫婦それぞれを支配株主等とみなして上記を適用
<ul style="list-style-type: none"> 会社(金業者等は除く)とその代表者等(代表する役員および同等以上の支配力を有するものと認められる者) 代表者等が同じ会社 資金提供者とその資金を受けた者(投資一任契約等に基づくもの、投資運用業・信託業務としての取得、集団スキーム持分の計画的な買付けは除く) 株券等取得要請者とその要請に基づき譲渡目的で取得した者(第一種金融商品取引業者は除く) 重要提案行為等の要請者とその実施者 	<ul style="list-style-type: none"> (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
適用除外	
<ul style="list-style-type: none"> 小規模保有者分(内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下) 以下の要件を全て満たす場合 <ol style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等(第一種金融商品取引業者、投資運用業者、銀行、信託会社、保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫等)であること 共同して重要提案行為等を行うことを合意の目的としないこと 共同して株主として議決権等を行うことの合意(個別の権利行使ごとの合意)であること 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模保有者分(内国法人の発行する株券等の場合、原則、議決権の0.1%以下) (新設)

(注)青字および下線は筆者。

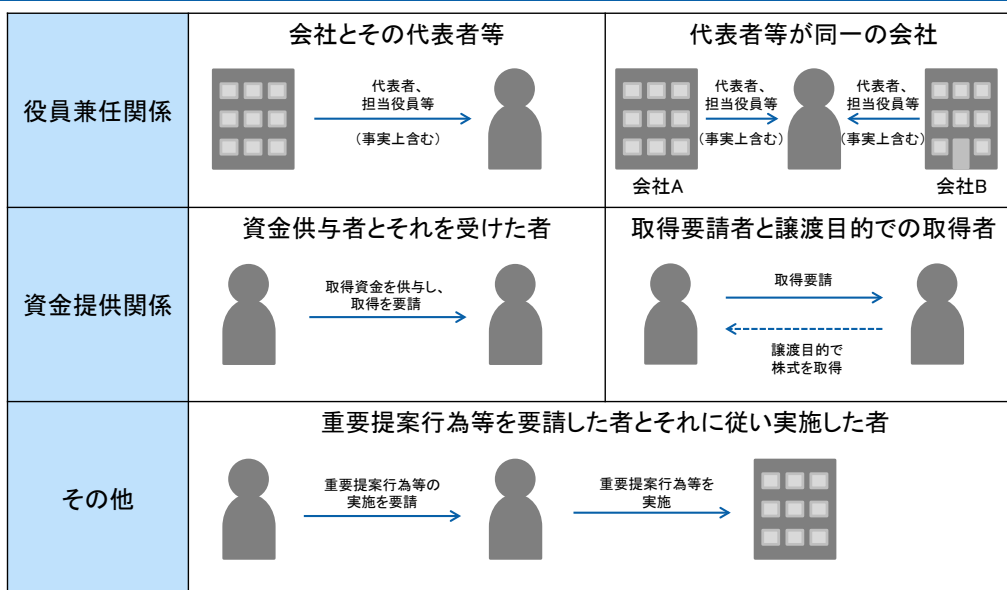
(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

改正前の2026年4月30日までは、保有者と夫婦の関係にある者もみなし共同保有者に該当するため、オーナー自身だけでなくその配偶者の保有分についても株券等保有割合に含める必要があった。金商法等改正法により、2026年5月1日からみなし共同保有者から夫婦の関係が除外された。すなわち、夫婦関係にあるという形式的な基準のみに基づいた共同保有者として大量保有報告書等を提出する必要はなくなる。

ただし、夫婦間で共同して議決権等を行うことに合意している場合は、実質基準に基づく共同保有者に該当することとなり、引き続き株券等保有割合に含める必要がある。

他方で、金商法等改正法により、みなし共同保有者の対象となる関係に、役員兼任関係や資金提供関係等も含まれることとなった(図表4)。

図表 4 役員兼任関係、資金提供関係等



(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

役員兼任関係とは、以下のいずれかの関係である場合が該当する。

- ① 会社（金商業者等は除く）とその代表者等（代表する役員および同等以上の支配力を有するものと認められる者も含む）
- ② 代表者等が同じ会社

代表者等とは、具体的には以下の者が該当する。

- その会社を代表する役員（代表権を有する役員も該当し、複数存在する場合はその全てが対象）
- その会社による株券等の取得、処分、または管理に係る業務を執行する役員（通常は、株券等の取得、処分、または管理に係る業務を分掌する場合に該当）
- 相談役、顧問等の名称は問わず、会社に対してこれらの役員と同等以上の支配力を有すると認められる者

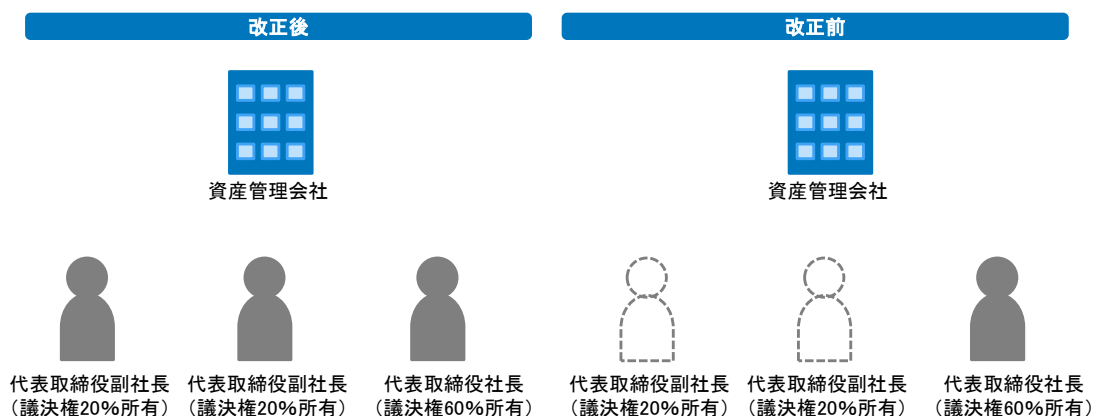
形式的には代表権等を有していない場合や株券等の取得、処分、または管理に係る業務を分掌していない場合であっても、実質的にこれらの権限を有し、または業務を分掌している場合には該当するとの考え方が金融庁より示されている⁴。

例えば、オーナー企業においては、資産管理会社が大量保有報告書等を提出している場合、2026年5月1日以後、その資産管理会社の支配株主（議決権の50%超を所有）以外の代表取締役

⁴ 金融庁「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（大量保有報告制度等関連）](#)」（2025年7月4日付）（2026年4月15日更新）No. 91、93、95-99

役（所有している議決権割合は問わない）やその資産管理会社が保有する株式の投資・管理について最終決定権を有する役員もみなし共同保有者に該当することとなる（設例は図表 5）。加えて、これら代表取締役や株式の投資・管理権限を有する役員が他の会社（資産管理会社や事業会社）を所有している場合は、「代表者等が同じ会社」として芋づる式にみなし共同保有者に該当することとなる（設例は図表 6）。これらのみなし共同保有者に該当する役員や会社が保有する株式について、株券等保有割合に合算する必要が生じる。その結果、株券等保有割合が新たに 5%を超えた場合は大量保有報告書、新たにみなし共同保有者に該当する者の保有割合の合計が 1%以上である場合は変更報告書の提出がそれぞれ必要となる。

図表 5 役員兼任関係における代表者等として新たにみなし共同保有者に該当する例



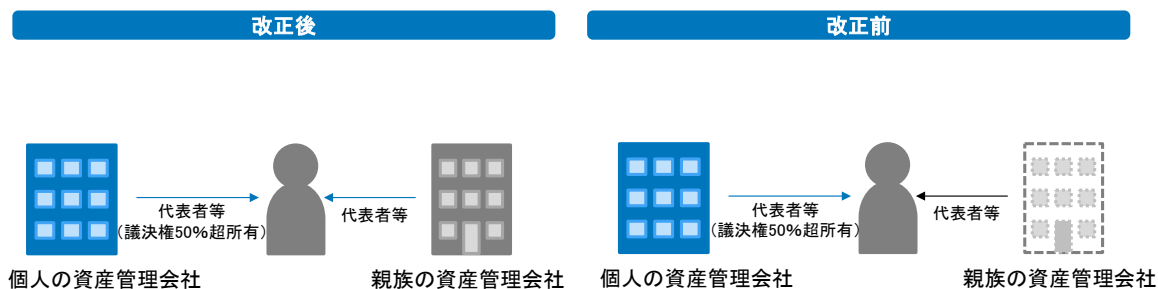
資産管理会社が大量保有者の場合、
社長および各副社長がみなし共同保有者
に該当

資産管理会社が大量保有者の場合、
社長のみがみなし共同保有者に該当

(注) 資産管理会社を大量保有者（図表青色）とした際に、灰色に塗りつぶされている者がみなし共同保有者に該当する。この例の場合は、代表権を有する者としてみなし共同保有者に該当することとなる。

(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

図表 6 役員兼任関係における代表者等が同じ会社として新たにみなし共同保有者に該当する例



個人の資産管理会社が大量保有者の場合、
代表者等および、その者が代表者等である
別の親族の資産管理会社がみなし共同保有者
に該当

個人の資産管理会社が大量保有者の場合、
代表者等が支配株主（議決権50%超）として
みなし共同保有者に該当

(注) 個人の資産管理会社を大量保有者（図表青色）とした際に、灰色に塗りつぶされている代表者等および親族の資産管理会社がみなし共同保有者に該当する。この例の場合は、代表者等は、個人の資産管理会社の支配株主（議決権の 50%超を所有）としている。なお、親族の資産管理会社における当該代表者等の議決権所有割合は問わないものとする。

(出所) 金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

新たにみなし共同保有者に該当することとなる資金提供関係は以下の場合が該当する。

- ① 資金提供者とその資金を受けた者の関係（資金提供者が株券等の取得を要請した場合に限る）（ただし、投資一任契約等に基づくもの、投資運用業・信託業務としての取得、一定の従業員持株会・役員持株会の計画的な買付けは除く）
- ② 株券等取得要請者とその要請（第一種金融商品取引業者に対する要請を除く）に基づき譲渡目的で取得した者との関係

特に①については、株券等の取得を行う者が、金融機関等から融資を受ける際に、その資金用途が株券等の取得に限定されることをもって、直ちに金融機関等が借主（取得者）に対して株券等の取得をすることを要請したものに該当するものではないとの考え方が示されている⁵。

2026年5月1日以後、役員兼任関係や資金提供関係を有していることによって、新たにみなし共同保有者に該当する場合、大量保有報告書等を提出する必要がある可能性がある。具体的には、新たにみなし共同保有者に該当することとなった者を含めて、株券等保有割合が新たに5%を超えた場合は大量保有報告書を提出する必要がある。新たにみなし共同保有者に該当することとなった者を含めた株券等保有割合が、前回の大量保有報告書等の提出から1%以上増加した場合、つまり新たにみなし共同保有者に該当する者の保有割合の合計が1%以上である場合、変更報告書の提出が必要となる。現に、役員兼任関係による共同保有者の増加を提出事由とする大量保有報告書等も提出されている。

ただし、夫婦関係がみなし共同保有者に該当しなくなったことのみによって株券等保有割合に変更が生じた場合の提出は不要とされている。

これらの大量保有報告書等については、2026年5月1日に報告義務が生じたとして、5営業日以内、即ち2026年5月13日までに大量保有報告書等を提出する必要がある。

なお、大量保有報告書等の提出にあたっては、共同保有者についても事前にEDINETコードを取得しておく必要があることに留意されたい。

(2) 記載事項の充実化～重要な契約記載欄の拡充～

大量保有報告書等においては、大量保有者（共同保有者含む）の属性や株券等保有割合、保有割合のほか、保有する株式について担保契約等の重要な契約がある場合はその旨について「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄について記載する必要がある。

従前は、保有株券等に対して貸借契約、担保契約、売戻し契約、売り予約その他の重要な契

⁵ 金融庁「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（大量保有報告制度等関連）](#)」（2025年7月4日付）（2026年4月15日更新）No.103-104

約または取決め（以下、契約等）がある場合には、その契約等の種類、相手方、対象となる株券等の数量、その契約等の内容を記載することが求められていた。金商法等改正法によって、記載の対象となる契約等が拡大したほか、その記載すべき事項も増えている（図表 7）。

図表 7 改正後の「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載すべき事項

	対象	記載事項
a	売買契約（5日以内の受渡しを除く）、貸借契約、担保契約（提出者が担保権者であるものを除く）、オプション契約、売戻し契約、売り予約、買戻し契約、買い予約、株式譲渡制限契約、株式取得制限契約、希釈化防止契約等	契約の種類（貸借契約の場合は、貸借の別を含む）、相手方（1%未満の場合は属性のみの記載で可）（金商業者等（重要提案行為等を目的としない）が顧客と締結する契約については契約の種類ごとの人数のみで可）、株券等の数量（金商業者等（重要提案行為等を目的としない）が顧客と締結する契約については契約の種類ごとの合計のみで可）等、契約の内容
b	提出者が現金決済型エクイティ・デリバティブのロングポジションを保有している場合	デリバティブ取引の種類、相手方（1%未満の場合は属性のみの記載で可）、決済日、権利行使期間・取引期間等、契約の内容
c	提出者と共同保有者（みなし共同保有者は除く）の間で、共同して対象株券等の取得、譲渡、議決権その他の権利を行使することに合意（金商業者等のエンゲージメント特例は除く）している場合	合意の内容
d	保有者と発行者との間で、役員指名権、議決権行使の制限、取締役会等決議事項の事前承諾に関する合意を含む契約を締結している場合	契約の概要（締結日および合意の内容を含む）、合意の目的
e	組合または社団等の業務執行組合員等として保有・共有している場合	その旨

（注）下線は改正箇所。太字は筆者。

（出所）金商法等改正法およびその関連政府令の改正より大和総研作成

改正前は共同保有者がいる場合、共同保有者についてその概要や株券等保有割合の合算およびその内訳等は記載が求められたが、提出者と共同保有者間の合意の内容について記載する必要はなかった。金商法等改正法により、2026年5月1日以後は、提出者と共同保有者（みなし共同保有者を除く、いわゆる実質的共同保有者）の間で、共同して株券等の取得、譲渡、議決権その他の権利を行使することの合意の内容まで開示が求められることとなった（図表 7 c）。

なお、契約上の秘密保持義務（守秘義務）に関しては、大量保有報告制度の開示の要請が当事者間の合意に優先することから、守秘義務の有無にかかわらず、その契約を省略または要約することなく開示する必要があると考えられている⁶。

オーナー企業においては、適用除外買付け等の対象（本稿 1. (2) 参照）となるために親族等と「共同して議決権の行使等について合意している」場合、みなし共同保有者に該当しない場合でも、大量保有報告制度における共同保有者（実質的共同保有者）に該当することとなる。したがって、親族等との合意の内容について「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」欄に記載することが求められることとなる。

⁶ 金融庁「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（大量保有報告制度等関連）](#)」（2025年7月4日付）（2026年4月15日更新）No.197-198

なお、報告義務発生日が2026年5月1日以降の大量保有報告書等については、レビュー審査の対象⁷となっており、「保有目的」および「当該株券等に関する担保契約等重要な契約」の欄などについて改正を踏まえた記載となっているか重点的に審査されることとなる。

おわりに

金商法等改正法により公開買付制度および大量保有報告制度が大幅に見直された。公開買付制度および大量保有報告制度の改正に伴う合意の締結や、親族・その資産管理会社における保有実態の把握、大量保有報告書等の提出など、実務における対応が多く求められる会社も少なくないだろう。

とりわけ大量保有報告制度における共同保有者の見直しの背景については、「市場の公正性を脅かしかねない事例に適切に対応すべく、役員兼任関係や資金提供関係など」を新たにみなし共同保有者の対象と整備したと説明されている⁸。この見直しにより、経営権の掌握等を狙うウルフパック等による保有が明らかになることが期待されているが、実際にはオーナー企業への影響が大きいものと推測される。

⁷ 金融庁「[有価証券報告書レビュー及び大量保有報告書等のレビューについて（令和8年度）](#)」（2026年4月28日更新）

⁸ 金融庁「[金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律案 説明資料](#)」（2024年3月15日）p. 7